Be a Great Small.
中小機構

今日からおトク、未来もナットク。

おトクな点がふたつ。

「うれしい」が、すぐにはじまる共済。

小規模企業共済制度

節税で、今日からおトク。
確かな備えで、未来もナットク。

規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。
そんな想いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる
今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、
従業員20名以下(※)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下

節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

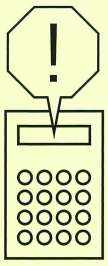

経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。

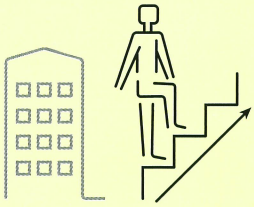

小規模企業共済のポイント　国がつくった、安心でおトクな制度です。

POINT 1

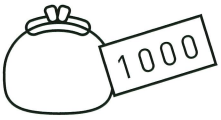

掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。
加入後も、いつでも変更できます。

POINT 2

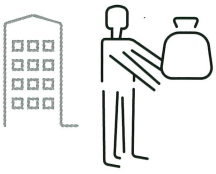

共済金は、
退職・廃業時等に受取り可能。
満期や満額はありません。

POINT 3

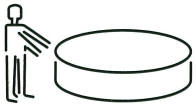

共済金を一括で受取ると、
「退職所得扱い」になり、
掛けた年数に応じて
控除額が増えます。

POINT 4

共済金を分割で受取ると、
「公的年金等の雑所得扱い」に
なり、公的年金と同じ扱いに
なります。

POINT 5

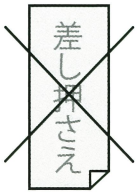

共済金の受給権は
差し押さえ禁止。
将来の安心を、
しっかり守ることができます。

POINT 6

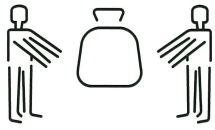

納付した掛金の範囲内で、
事業資金等の貸付けも可能。
もしもの時の、
サポートにもなります。

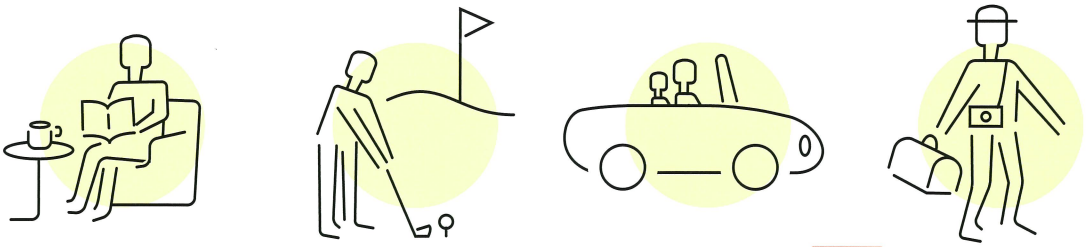

実際に、どれだけおトクなの？

［例］課税された平均所得金額が400万円、月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円★×15年＝1,642,500円
掛金合計額＝5,400,000円★　共済金A：6,033,000円
受取額－納付額＝633,000円

おトク

合計 2,275,500円

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額（所得税＋住民税）	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	★ 109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認いただけます。

共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合（掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A（A共済事由） ■個人事業の廃止 ■個人事業主の死亡 ■会社等の解散　など	共済金B（B共済事由） ■老齢給付（※） ■会社等役員の疾病・負傷・65歳以上での退任 ■会社等役員の死亡 など ※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	★ 1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

ご加入いただく前のご注意

準共済金	▪12か月未満は掛け捨てとなります。
共済金A・B	▪6か月未満は掛け捨てとなります。
解約手当金	▪12か月未満は掛け捨てとなります。 ▪240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳しい内容については
「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入の申込みは右記機関まで

▪商工会　▪商工会議所　▪中小企業団体中央会、中小企業の組合
▪青色申告会　▪金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など）

ホームページでのお問い合わせはこちら

小規模共済　検索

www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/

お電話でのお問い合わせはこちら

共済相談室 **050-5541-7171**

［受付時間］平日9:00～18:00

取扱機関名

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

中小企業ビジネス支援情報満載のウエブサイト
「J-Net21」j-net21.smrj.go.jp

1.掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。
※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。(http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/index.html)

所得税の確定申告書(B様式の例)

所得から差	医療費控除	⑪	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済掛金控除	⑬	360000
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	

掛金金額36万円(3万円×12か月)課税所得金額400万円であれば **109,500円の節税！**

2.共済金等の受取り

共済事由 / 地位	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業主	◎個人事業の廃止(※1) (注)複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となります。 ◎個人事業主の死亡 ◎平成28年4月1日以降に、配偶者・子に個人事業の全部を譲渡した場合	◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(※4) ◎法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)(※4)	◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等) ◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった(※4)
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(※2) (注)事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件となります。 ◎共済契約者の死亡 ◎共同経営者の疾病または負傷による退任	◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった ◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)	◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等) ◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員たる小規模企業者となった ◎共同経営者の退任による解約
会社等役員	◎会社等の解散 (注)組織変更により会社を解散した場合を除きます。	◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任(※3) ◎会社等役員の死亡 ◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	◎会社等役員の退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く)	◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)

※1 平成28年3月以前に「配偶者又は子へ事業を全部譲渡」したときは、共済事由が異なります。
※2 平成28年3月以前に「個人事業主の配偶者又は子への全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業を全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)」したときは、共済事由が異なります。
※3 平成28年3月以前に「疾病又は負傷以外の理由による退任」をしたときは、共済事由が異なります。
※4 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、共済事由が異なります。(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした方を除く。)

3.掛金月額が10,000円の場合

例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。
※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。
※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

共済金の額(分割対象額)	10年分割受取りの場合(60回)			15年分割受取りの場合(90回)		
	2か月ごとに	(月額換算では)	受取総額	2か月ごとに	(月額換算では)	受取総額
5,000,000円	87,500円	(43,750円)	5,250,000円	60,000円	(30,000円)	5,400,000円
10,000,000円	175,000円	(87,500円)	10,500,000円	120,000円	(60,000円)	10,800,000円
15,000,000円	262,500円	(131,250円)	15,750,000円	180,000円	(90,000円)	16,200,000円
税法上の取扱い	公的年金等の雑所得扱い					

※1 上記の共済金の全部または一部を分割してお受け取りいただく場合の1回あたりの分割共済金の額は、共済金の額に10年分割の場合は0.0175、15年分割の場合は0.0120の分割支給率を乗じて算定しています。
※2 分割共済金の受取時点で定められた分割支給率は、受取期間中変わりません。

ご加入いただく前にお読みください

4.(1)「予定利率」および給付水準の体系

①本制度では、お受け取りいただく共済金や解約手当金の額を、小規模企業共済法に基づき同法施行令(政令)の別表により定めております。

②本制度は、お預かりした掛金を原資に一定の運用収入を見込んで共済金や解約手当金の額を設定しており、この運用収入の見込みを算出する際の利回りを「予定利率」といいます。

③本制度の「予定利率」は、1.0%となっています。

④共済金、準共済金及び解約手当金の給付水準の体系は、相互扶助の精神に基づき、事業をやめたとき等にお受け取りいただく共済金の額を高めに設定し、任意性の高い解約手当金等の額を低めに設定しています。

(2)基本共済金および付加共済金

①契約者の皆様に共済事由が発生したときにお支払いする共済金の額は、「基本共済金」の額と「付加共済金」の額の合計額となります。

②「基本共済金」の額は、共済事由と掛金納付月数に応じて、政令で定められています。「付加共済金」の額は、法令の規定により毎事業年度の運用収入等に応じて、経済産業大臣が定める率により算定されます。「付加共済金」の制度は、平成8年度から導入されておりますが、平成27年度まではゼロとなっています。

(3)「予定利率」の変遷等

①「予定利率」は、小規模企業共済法の規定により、金利水準の低下等厳しい資産運用環境下で制度の長期的安定を確保するため、将来の収支見通し等に基づく検討がなされ、これまでに次のとおり変更が行われています。

【これまでの変更状況】

平成8年4月～　それまでの「6.6%」から「4.0%」に変更

平成12年4月～「4.0%」から「2.5%」に変更

平成16年4月～「2.5%」から「1.0%」に変更

また、「予定利率」は、将来、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、同様の検討がなされ、今後も変更されることがあります。

②これまでの「予定利率」の変更においては、加入いただいてから「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する共済金等の額は、変更前の「予定利率」に基づく共済金等の額が保証されています。「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する期間に遡って変更後の「予定利率」を適用することはされていません。

③平成16年4月の改正においては、資産運用環境の変化に対応した共済制度の運用を図るため、「予定利率」の変更が迅速にできるよう、これまで小規模企業共済法に規定されていた共済金等の額は、同法施行令(政令)で規定されることとなりました。

(4)共済金A・B

①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。(6か月未満は掛け捨てとなります)

②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額となります。

③共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は、1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合は、概ね1.0%に見合ったものとなります。

④共済金Bの額は、掛金を「予定利率」と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

(5)準共済金

①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。(12か月未満は掛け捨てとなります)

②掛金納付月数が222か月(18年6か月)までは掛金合計額、223か月(18年7か月)以降は共済金Bの91%相当額となります。

(6)解約手当金

①掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。(12か月未満は掛け捨てとなります)

②解約手当金の額は、掛金納付月数が12か月以上84か月未満までは支給率80%、84か月目から6か月単位で支給率が段階的に増加し、240か月以上246か月未満では支給率100%、以降段階的に増加し、最高で120%となります。(240か月未満は掛金合計額を下回ります)

注)掛金月額を変更している場合は、240か月以上であっても、掛金合計額を下回ることがあります。

5.(1)共済金の分割受取り

①「分割受取り」ができる方は、共済金の額が300万円(「一括と分割の併用」の場合は330万円)以上で共済事由が生じた時点で満60歳以上の方です。

②共済事由が契約者の死亡による場合は、「分割」及び「一括と分割の併用」は選択できません。

③共済金の受取りは、「10年分割」または「15年分割」から選択できます。なお、受取時期は、1月・3月・5月・7月・9月・11月の2か月ごとに年6回となっています。

(2)掛金納付月数の通算

共済金等の請求事由が生じても、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。